

平成 1 9 年 1 0 月 2 5 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 9 年第 2 0 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第20回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成19年10月25日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時36分
休憩 午後 1時41分~午後2時16分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

- 3 出席委員 藤本 靖 古木 光義
牧野 征夫 小林 章子
大澤 祥一

署名委員 牧野 征夫

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	石井 雅隆	生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行
図書館長	藤田 力		

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 小林 健司 鈴木 啓史

案 件

1 議案

- (1) 議案第 2 1 号 立川市教育委員会表彰について(追加)
- (2) 議案第 2 2 号 立川市文化財保護審議会委員の任命について

2 報告

- (1) 平成 1 9 年第 3 回立川市議会定例会報告について
- (2) 平成 1 9 年度立川市小・中学校「授業改善推進プラン」について
- (3) 「たちかわ読書ウィーク」について

3 その他

平成19年第20回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年10月25日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第21号 立川市教育委員会表彰について(追加)
- (2) 議案第22号 立川市文化財保護審議会委員の任命について

2 報告

- (1) 平成19年第3回立川市議会定例会報告について
- (2) 平成19年度立川市小・中学校「授業改善推進プラン」について
- (3) 「たちかわ読書ウィーク」について

3 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

藤本委員長 皆様方、こんにちは。ただいまから、平成19年第20回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に牧野委員、お願いします。

牧野委員 はい。

藤本委員長 開会に先立ちまして、部長の方からお話がございますので、よろしくお願いいたします。

高橋教育部長 本日、体育課長においては、国体の視察の対応をしているため、出席できない状況でございます。よろしくお願いいたします。

藤本委員長 という報告でございます。皆さん、よろしくお願いいたします。

議案

(1) 議案第21号 立川市教育委員会表彰について(追加)

藤本委員長 それでは、議案から入ります。

(1) 議案第21号立川市教育委員会表彰について(追加)につきまして、総務課長、お願いいたします。

渡邊総務課長 それでは、議案第21号平成19年度立川市教育委員会表彰の追加につきまして、内容をご説明いたします。資料をご覧くださいと思います。

まず、1人目が、根拠規程といたしましては、立川市教育委員会表彰規程第1条第3号、委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員ということでございます。

それから、該当の内容につきましては、立川市教育委員会表彰規程に定めます立川市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員であって次の各号の一に当てはまるもののうち、業務上の遂行に関し、特に他の模範となる行為があったものという形で対象としております。

表彰の該当者につきましては、第九小学校の教諭、菅原真弓氏。該当内容につきましては、内容の下段の平成18年度文部科学大臣優秀教員表彰受賞ということで、これは本年、19年の3月の下旬に表彰を受けたものであります。

この辺につきましては、事務局の把握が遅れまして、ご指摘を受けたことにつきましては、おわびを申し上げます。今後は各課の連携の徹底を図りまして、このようなことがないように気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、根拠規程といたしまして、立川市教育委員会表彰第2条第3号。該当内容といたしましては、表彰規程に定める、その他委員会表彰するのが適当であると認める業績を残したものであるということで、1名と1団体ということでございます。

まず、1名が、大会名がJOCジュニアオリンピックカップ2007 オール・キッズトライア

スロン大会。学校の所属が第一小学校。該当者が山本峻輔。該当内容につきましては、小学生男子1年の部の第3位ということでございます。

続きまして、第4回南アジア少年軟式野球大会。学校名は、南砂小学校と第十小学校の2校にわたっております。該当者につきましては、立川メッツ。これは野球でございます。代表が曾我部茂一。12歳以下の部優勝という成績でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

藤本委員長 表彰についての追加、説明を終わりました。ご質問、ご意見ございますか。小林委員。

小林委員 たくさんの方が表彰されるのはとても結構なことだと思うんですが、すごくささいな質問なんですけれども、表の一番下の野球ですね。第4回南アジア少年軟式野球大会とあるんですが、これはどういう大会なのか。日本は南アジアじゃないですよ。それと、親善の試合とか、普及の試合とか、いろいろな目的があると思うんですけれども。だからといって取り消しとかという問題じゃないんですが、今後のことを考えて、やはりはっきりとしたものを把握しておいた方がいいかなと思います。

藤本委員長 南アジアということについて、だれがお分かりいただけますか。教育長。

大澤教育長 参加の国ですけれども、日本、台北、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール。チームは12歳以下、アンダー12というのとアンダー10ということで、それぞれの国から予選を勝ち抜いて出てきたチームです。

藤本委員長 主催者はどこでしょう。

大澤教育長 主催者は、ベースボールクラブ。これはシンガポールですね。共催が社団法人少年軟式野球国際交流協会。後援が世界少年軟式野球連盟、メジャーリーグ。目的が、南アジアにおける少年軟式野球普及、技術の向上。それから、少年軟式野球を通して国際親善、チームワーク、健康、規律、秩序を養うということですね。

ただ、ご質問の南ということなのかどうかというのは……。

小林委員 そこは別にこだわっていないんですけれども。

大澤教育長 参加国はそういうことです。

藤本委員長 という説明ですが、よろしいですか。

小林委員 はい。

藤本委員長 他に。

1つ伺いますが、第九小学校の先生が表彰の該当者として出されておりますが、これは東京都とか文部科学大臣の表彰を受けている。立川よりも上部団体の表彰を受けた者を改めて市で表彰する必要があるんでしょうか。今までこんな関係のものはたくさんあると思うんですが、それをみんなやってきていないと思うんですけれども、いかがでしょう。教育長。

大澤教育長 これは市長の方にも表彰規程がありますけれども、上部団体、上部機関で表彰されている、されていないじゃなくて、市の方の表彰規程に当たれば表彰していますよね。

規程の中に、上部団体で表彰された者は除くという規程はないと思いますよね。うちの教育委員会の規程でもそういう規程はありませんよね。

渡邊総務課長 ありません。

牧野委員 具体的にいいですか。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 多分、第3条の1号の中に当てはまるんだと思うんです。1条の1の6ですか。教育、文化、学術の振興について特に功績というところじゃなくて。私はそういうふう
に受け取っているんですけども、違ったらごめんなさい。

で、この中で2つ分けなければいけないと思うんです。平成11年度の東京都の教職員表彰。これは、11年度内に特に顕著な活躍をした教職員というので、若手教職員、それから校長というふうな幾つかの分類の中で表彰されてくるのがこれなんですね。立川も多分何人が表彰規程に該当して推薦していると思うんですけども、そういう形で表彰。ところが、平成11年度なんですね。

大澤教育長 これは、でも、今回の対象じゃないんです。

牧野委員 参考ですか。

渡邊総務課長 そうです。

牧野委員 そうすると、これも東京都が表彰するのもあるんですよ。例えば、委員長も高等学校長を卒業のときには、この表彰を受けているんです。私も受けているんです。そうすると、そんなことはもう過去のことですからいいんですけども、私は文科省じゃなかったですけども、そういう表彰を受けてきているけれども、これから、例えば他のそういった表彰を受けた人をすべて入れていくのかどうか。過去のことはしょうがないですから、これからの問題としてこういう形をとっていくのかどうかというのをあらかじめ決めておくだけでいいと思うんですけども、そうすればこれは生きてくると思います。

藤本委員長 今のお話のとおりでございますので私も伺ったんですが、牧野委員や私も過去に受けてきておりますが、同時に、立川の教職員も多分受けている方がいらっしゃると思うんです。それを今までこういう形でやってきていないと思うものですから、伺ったわけでございます。

暫時休憩させていただきます。

午後 1時41分休憩

午後 2時16分再開

藤本委員長 では、休憩をときまして再開いたします。

表彰についての説明がございました。私は、今までの経験から、より大きな組織からの表彰を受けた方々を改めて表彰することが果たしてよろしいのかどうかという疑問を持ちますが、いかがでございましょうか。教育部長。

高橋教育部長 立川の教育委員会の表彰規程がございますので、あくまでもその規程にのっ
とってさせて頂いていただきたいと思います。したがって、国、都の表彰があった、な
かったというよりも、参考にはさせていただきたいと思いますけれども、市の審査委員会で
審査して決めているという状況にしたいと思います。

なお、今後、今のご指摘でございますので、委員会の方々の意見なども踏まえて、検討す
べきものはしていきたいと考えております。

藤本委員長 こういうお話をいただきましたが、委員の皆様、いかがでしょう。これでよろ
しいですか。

〔「結構です」との声あり〕

藤本委員長 教育長、補足ありますか。

大澤教育長 ありません。

藤本委員長 それでは、今回の表彰については、ご説明のあったとおり可決してよろしいで
すか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 そのように承認いたしますので、よろしくお願いたします。

議 案

(2) 議案第22号 立川市文化財保護審議会委員の任命について

藤本委員長 続きまして、議案第22号立川市文化財保護審議会委員の任命について。生涯
学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 議案第22号立川市文化財保護審議会委員の任命について、
内容をご説明いたします。

第15期の文化財保護審議会委員の任期が10月31日をもって満了となるのに伴いまして、
第16期の文化財保護審議会委員の任命をお願いしたいという内容でございます。

委員の氏名等を申し上げます。資料2枚目をご覧ください。

井上孝四郎氏。柴崎町在住。7期目で、担当分野が民俗、自然でございます。

宮崎光一氏。西砂町在住。8期目で、担当分野が民俗、郷土史でございます。

鈴木功氏。富士見町在住。10期目で、担当分野が自然、民俗でございます。

豊泉喜一氏。柏町在住。5期目で、担当分野が民俗、郷土史でございます。

峰岸純夫氏。日野市在住。2期目で、担当分野が歴史、日本史の中世史の分野ございま
す。

樽良平氏。あきる野市在住。12期目で、担当分野が地学、自然史でございます。

増田淑美氏。昭島市在住。13期目で、担当分野が近世、村落史、女性史でございます。

和田哲氏。昭島市在住。12期目で、担当分野が考古学でございます。

宮崎洋氏。砂川町在住で、7期目で、担当分野が民俗、郷土史でございます。

最後に、白川重敏氏。柴崎町在住。7期目で、担当分野が日本史の近世史でございます。

任期が長期にわたっておりますけれども、文化財保護審議会委員さんにつきましては、郷土史の研究をはじめ専門的な分野ですので、以上10名の方を第16期の立川市文化財保護審議会委員に任命したいというものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

藤本委員長 第22号議案についての説明は終わりました。ご質問、ご意見を賜りたいと思います。小林委員。

小林委員 今のご説明で、任期が長くなっている理由が分かったんですけども、前回もそういう話を伺ったんですけども、この方たち、本当に長くやっていただいてありがたいんですが、永遠にできるというわけではないですので、後継者をつくっておかないといけないと思うんです。2期の方は、これから長く活躍していただけたらと思うんですが、何か新しい方を見つける方法というのを考えた方がよろしいんじゃないかと思うんですね。例えば、こういう方の専門の方面のお知り合い、郷土の研究をされている方とかいらっしゃると思うんですけども、徐々にそういうふうに見つけていただく方向でお願いしておいたりするのはいかがでしょうか。

藤本委員長 そういう要望でございますが、他にございませんか。では、生涯学習推進センター長、今のことに對しまして。

五十嵐生涯学習推進センター長 今の小林委員のことですけれども、前回の会議の中でも委員の方から、後継者をということでの話をいただいたところですけども、これにつきましては、この2年間の委員の任期の中で、後継者につきまして探していく中で、対応させていただきたいと思っております。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 一昨年の会議のときに、同じく委員の任命に関する審議のときに、お2人退任されています。三田委員と山口委員。そこでお2人の14期と10期の方が勇退されて、一応若返りが図れていますので、今、センター長がおっしゃったとおり、あとこのまま21年10月31日までの任期でお願いすることが適当と考えます。

藤本委員長 ご提案の形で承認してよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 それでは、文化財保護審議会委員については、以上のとおり可決します。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

報 告

(1) 平成19年第3回立川市議会定例会報告について

藤本委員長 案件の2番、報告に入ります。(1)平成19年第3回立川市議会定例会報告について。教育部長、お願いします。

高橋教育部長 平成19年第3回市議会定例会が9月20日から10月18日に行われました。今回は、大きく3つに分かれております。前半の9月20日から27日、28日まで本会議が行

われました。この本会議の中で、初日に市長が所信表明を行っております。これは、9月の選挙で9月8日から新しい市長になっておりますので、その関係で、新市長からの市長の所信表明がされました。そして、その所信表明を受けて、21日に代表者の質問が行われました。そして、25、26、27日とその所信表明を中心に一般質問が行われました。その所信表明と一般質問については、お配りしております資料の1ページのところに、これはあくまでも概要報告でございまして、私のメモを中心に載せたものですので、文章的には、テープで確認したものではありませんので、若干ニュアンスが違う部分もあるかもしれませんが、ご了解願いたいと思います。

9月20日の市長の所信表明の中の教育に関するものを抜粋したものが、「教育政策、子育て」云々から、「夢を持てる学校教育の推進を図ります」というところでございます。

それから、21日には、市長の所信表明に対する質問ということで、堀議員、太田議員、浅川議員、矢島議員、5人の議員の中から教育に関係しては4人の方から質問が生まれて、それに対する対応、主に市長が答弁したんですが、ゴシックで書いてあるところが概ね市長が答弁した内容の要旨でございまして。

そして、9月25、26、27と一般質問が行われます。一般質問については、議員の中で、2ページ目になりますが、古屋議員、大石議員、中島議員、伊藤議員、そして26日に岩元議員、中山議員、稲橋議員、そして早川議員、上條議員、大沢議員と、それぞれ一般質問が生まれて、教育に関係する部分では、以上のように、2ページから6ページにわたりまして質問がされております。

それに対する答弁でございまして、これにつきましては、市長が答弁したんですが、細かい部分、あるいは教育に特化した部分で、教育長答弁の部分と、細かい数字の部分では、私、部長答弁が幾つか入っているというような状況でございまして。

そして、9月28日には本会議。この日は陳情あるいは請願の委員会付託等が行われましたけれども、特に補正予算が計上されております。これもおつけした資料にありますが、特別支援教育施設維持管理改修とか、あるいは教育事業の特色ある学校づくり交付金で東京都の認定が確定したものについての補正。また、小学校のパソコンのための電源設備、それから、小学校設備の新生小の芝生の実施設設計の部分、また、放課後子ども教室用のエアコンの設置、ないしは生涯学習活動で、新たに今度、生涯学習システムでITを使っただけの申し込み等が可能なようなシステムをつくるための予算。それから、河川敷が台風で水で流された後の復興の予算、このようなものが補正でつきました。それが28日でございまして。

それから、10月1日から4日にかけて、決算特別委員会が行われました。決算特別委員会については、お渡ししてある資料の6ページからなんですが、決算特別委員会の決算の総括の部分は28日なんですが、総括の部分では、堀江委員、五十嵐委員の2名から質問が生まれて、そのやりとりはここに書いてあるとおりです。

そして、7ページのところから決算特別委員会教育費の部分。これは特別委員会ですので、課長が中心になって答弁するという状況でございましてけれども、10月4日、決算特別委員会

の最終日になりましたけれども、教育費についてのご審査がされました。その中で、木原委員、福島委員、稲橋委員、古屋委員、浅川委員、梅田委員、上條委員、矢島委員、伊藤委員と、それぞれの方々から個々のいろいろな決算事項について質問がされました。

そして、その後の委員会でございますけれども、5日から委員会が始まったんですが、文教委員会については10月12日に行われました。文教委員会の状況につきましては、文教委員会の当日のレジュメがお手元についていると思いますけれども、議案については1件、請願1件です。報告事項については7件、5課から報告をさせていただきました。そして、所管事項の質問が、6人の委員からそれぞれ、伊藤大輔委員から1件、高口靖彦委員から4件、五十嵐けん委員から2件、米村弘委員から1件、上條彰一委員から3件、矢口昭康委員から3件、こういう形で所管事項の質問がされて、それについてのやりとりにつきましては、そこに書かせていただいたとおりです。10ページ、11ページになりますけれども、そうしたやりとりが行われたというような状況でございます。

今回、全般を通して言えることは、市長の所信表明が議題の中心になっておりまして、その市長の特に教育に関する公約、この辺の部分が大きな話題の中心になったと思っております。また、市長の所信表明に対して教育委員会としてはどう受けとめていくのかというようなことも、所管の質問などを通して入ってきているという状況でございます。

全般の概要ということでは、以上のようなとおりでございます。議会については、このように報告させていただきます。

なお、今回このようにやりとりのメモをつくらせていただきましたけれども、こうしたメモにつきまして、今後の議会についてはやはりつくっていきたいと思います。同時に、前もって質問をお受けしたいと思っておりますが、そのことについて特に強調して説明をするという形にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

藤本委員長 様式2につきましてはよろしいですか。

高橋教育部長 先ほど文教委員会のお話をしたレジュメの部分でございます。

藤本委員長 そういうことでつけたわけですね。

高橋教育部長 はい。

藤本委員長 説明を終わりましたけれども、皆さん方、何か特にここはどうだろうというようなご質問はございますか。小林委員。

小林委員 ちょっと今見て思ったのは、団塊の世代の市民力を活用し、寺子屋制度をとということなんですけれども、ちょっと見たところ、これについて詳しく話し合われた様子がないんですが、何も出なかったんでしょうか。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 団塊の世代、寺子屋の部分でございますが、その質問に対しての取り組みを庁内の中で分担をさせていただいておりますが、市長部局の子ども家庭部の方でこの問題については対応しよう。特に寺子屋の趣旨が、どうも子どもプランに近いのかなということで、

とりあえずそういうふうな形で整理させていただいております。放課後子ども教室の関連を中心に今後市としてはとらえていこうということでやっております。今後また、話が煮詰まってきた段階では、教育委員会にも話がくると思いますけれども、その時点では対応させていただきたいと思います。

藤本委員長 ありがとうございます。補正予算の関係はいかがでしょう。よろしいですか。小林委員、何か。

小林委員 意見というか、お願いなんですけれども、市長が新しくなられて、いろいろと政策を打ち出していらっしゃるんですけども、教育に関しても幾つかありまして、ただ、答弁にもありますように、保護者や地域の方々の意見を聞き、市民の方々の意見を聞くというような答弁が多いので、安心したんですが、教育の専門は教育委員会ですので、市長の政策を尊重しながらも、よく話し合っ、よく検討していただいて、実施に移すものは移す、保留するものはするというふうに決めていっていただきたいなと思います。

牧野委員 要望。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 市長の公約の中で、市長がずっと答えていらっしゃいますね。この公約が市長の答弁との関係で、教育委員会と少し話し合いをする時間がほしいな。ですから、いつか機会を見て、早めに市長との懇談のような形で会合を持っていただきたい。そのために市長部局としっかり話し合いをしてほしいなとお願いをしておきます。

藤本委員長 それでは、議会関係の説明は終わりましたので、要望、意見、ございましたけれども、それらを含めて、この報告を終わりにいたします。ありがとうございました。

報 告

(2)平成19年度立川市立小・中学校「授業改善推進プラン」について

藤本委員長 続きまして、報告2番、平成19年度立川市立小・中学校「授業改善推進プラン」について。指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、私からは、お手元の資料でございます平成19年度の「授業改善推進プラン」につきましてのご報告をさせていただきます。

平成19年1月16日に実施いたしました東京都教育委員会の児童・生徒の学力向上を図るための調査、その結果に基づきまして分析を行い、それに基づいて各学校が「授業改善推進プラン」を作成し、そして、これは表題のとおり、9月からこの推進プランに沿っての授業改善を進めているというところでございます。

まず、昨年度もそうございましたけれども、改善プラン、1枚目の全体計画のみ抜粋いたしまして、全校取りまとめてございますが、実際の「授業改善プラン」は、各学校10ページから12ページぐらいは作成しております。それで、私は今日、昨年度もいろいろご指摘をいただきましたところを少し改善したいなという思いから、見方の部分で今回このよう

にご説明をさせていただきたいなと思っておるんですけども、まず、全体計画で、各学校が「確かな学力の育成」ということを、これは当然でございますけれども、必ずそこに入れてございます。現在、「確かな学力」、学習指導要領の改定の中でも、学ぶ意欲や基礎的基本的な学力の定着、それを活用しての課題解決能力や、探求する能力、そういうものを「確かな学力」というふうにとらえているというのは、現在の中央教育審議会の案でも示されておりますけれども、現在、そういうことも踏まえて、各学校において、「確かな学力」というのがどのページにも出ております。

しかしながら、見ていただきたいのは、各学校によって、「確かな学力」のとらえ方自体に誤りはないです。しかしながら、各学校の工夫の手立てとして、「確かな学力」の重点を置いている部分、あるいは「確かな学力」の構造化の部分というのが、そのあたりに特徴があるのではないかなと思っています。

例えば、第四小学校をあけていただきますと、第四小学校の場合には、「育てたい児童像」の中で、学力と心の教育としてということで、人権教育の視点を学力として取り組んで、それをベースにしている部分がございます。

それから、同様に第五小学校、真ん中の大きな二重囲みの四角ですが、本校における「確かな学力」は、下にございます、ベースになるのは、教師のモラルの高い雰囲気のない学級経営、そういう部分はその土台なんだ。学級経営というところを土台の支点にしている部分がございます。

また、この間研究発表がございました第七小学校を見ていただきますと、第七小学校では、今申し上げたような問題解決的な学習の課題解決能力や、基礎的基本的な力、そういうものを通じて、子どもたちにどういうことを身につけさせたいか。自尊感情であるとか、かかわる力、やり抜く力、表現する力等で、学ぶ意欲というところに結びつけようとしている。

それから、第八小学校を見ていただきますと、八小が示している「確かな学力」というのは、児童が自ら学ぼうとする力。今度は、逆に土台としてとらえて、そこから「確かな学力」を身につけさせようとしている。

第九小学校においては、基礎的基本的な生活習慣や、あるいは学習習慣、そういうところまで広げて「確かな学力」として、その部分もとらえようとしているというようなあたり、そのあたりのところが見ていただく一つの視点として各学校の比較、または特色、工夫というふうに読めるのではないかなと思っております。

中学校を見ていただきます。立川第三中学校を見ていただきますと、立川三中で定着させたい学力、それはもちろん基礎・基本の重視なんだけれども、自分のことのみならず、他人に対して、または地球規模の人権問題や環境問題について考え、行動できる、善良で、正直で、公平な人格の育成。どういうふうに子どもが将来生きていくのか、どういう生き方をしてほしいのか、そんなようなあたりのところも「確かな学力」として考えようとしているという工夫があるかと思えます。

第五中学校におきまして、学習面から見た生きる力という部分で、問題を解決し、自分

で道を切り開いていく力。

そして、第七中学校においても、ちょうど真ん中にあります「確かな学力」の部分ですが、将来への目的意識、学ぶ意欲、能力の伸長。つまり、中学校においては、小学校よりも、より「確かな学力」の中に将来を生きていく力とか、将来を見通す目的意識であるとか、そういう生き方の部分をきちっと「確かな学力」でとらえているというところが、小・中の比較の中での特色であると考えております。

今回、別紙でございます、次の資料でございますけれども、授業改善プランにつきまして、18年度に作成された作成プランの実施後に課題として残されたことは何か。そして、18年度のプランを生かして19年度のプラン作成に当たって、どんな見直しを、修正等を図ったかというところで、全校資料を取りまとめているところでございます。この中から、今日、お手元にお示しをさせていただきましたものをもう一つの参考資料、横版でございますけれども、それとあわせながらご覧をいただいて、より具体の部分でご報告させていただきたいと思っております。

まず、第一小学校でございますけれども、第一小学校の一つの特色は、校長の学校経営の方針の中に、学力向上を図る全体計画を位置づけて、学校経営と授業改善の推進の関係を明らかにしているところに特徴がございます。そういうことで、右とじて横版の第一小学校、真ん中の部分でございますけれども、校長の経営方針と学力向上の推進の関係をそのところで明らかにしようとしている特色があるというところでございます。

それから、第五小学校に触れさせていただきたいと思っておりますけれども、さらに全体的に思考力についての育成を図る必要があるということで、五小が今進めております、共に学び合う場の充実。「協働学習」という言葉で、五小はそのことを定義しておりますけれども、学び合いの場の充実ということを今年の重点としている。

そして、五小においては、保護者に向けて、国語は、身につけている力は何なのか、課題になることは何なのか、そして、今後の授業の改善策ということで、国語、算数、社会、理科、こういう形で保護者に示しております。例えば、授業改善策を保護者に示しているもので、国語で見ますと、朝読書や図書の時間のさらなる充実等々、スピーチの充実、日記等の短文作成、発表の場の充実、こんなことを保護者にお示しさせていただいております。

第六小学校においては、A3の大きな資料でございますけれども、このような形で保護者にお示しをしております。読む力、理科の知識理解、国語の読む力、能力、知識理解に課題があることがある。そして、国語の読む力、能力については、いわゆるPISA型読解力、そういうものへの指導の工夫が求められていると考えているところで、この調査結果を示し、六小では、このように授業を変えていきますということを提示しながら、より具体的場で、私たちが、つまり教師が授業で大切なことはこの4点である。そして、ご家庭でも是非このことをお願いしたいということで、家庭に向けて、家庭学習の中で指導してほしい。そういうようなことをこの調査を生かしながら示しているというところに特徴がございます。

続きまして、上砂川小学校でございますけれども、上砂川小学校におきましては、個人力

ルテの作成、評価活動のフォローアップ、今後そんなことを取り組んでいくということで、これも本日お配りした補足の資料、これも保護者向けに提示しているものでございますけれども、上砂川小学校で進めていくことの全体が分かるような形で追って見ていただきますと、どのように推進プランの作成を学校でしているのか。そして、18年度の調査結果はどうであったのか。他との比較ではなくて、上砂川小学校としてどうであったのかという提示をしながら、課題は何か、教師としての願いは何か、そして、本年度重点的に取り組むことということで、保護者に向けてこのような形で周知をしているという特徴がございます。

それから、中学校にまいりまして、立川第一中学校だけではないのですけれども、中学校では、年に数回、生徒の授業アンケートをとりながら、それを授業改善に生かしている3校の例をお示ししました。

一中においては、年数回このような形で5教科の授業アンケートを行って授業改善に役立っている。これは昨年12月21日の時点で、つまり、授業改善推進プランの途中経過の中で、現在どのような見直しをして、どういう経過であるのかということを示しております。これは学校の内部資料でございますけれども、公開しても構わないということで、校長からも連絡を受けているものです。

例えば、国語は、毎時間授業の目当てを明確にするとか、社会科では授業規律ということをきちんと行っていかるとか、数学では、小テストの時間を始まりの5分で取り入れるとか、あるいは5教科だけではなくて、音楽、そして後半を見ていただきますと、要するに全教科にわたって、改善プランの途中経過、見直しを進めているというような特徴がございます。

それから、七中を取り上げさせていただきますけれども、七中では、朝の10分間の時間を「とちの葉タイム」という時間として設定して、その中で、先ほどもお話が出ました新聞を活用した読解力とか、思考力、表現力、そういう育成に努めたり、小テストの実施を行ったりして、基礎・基本の定着に努めている。そのようなことを授業外で進めているという参考例でございます。

もう一点、第八中学校につきまして、八中で進めておりますのは、PDCA評価サイクル、それを活用しての推進プラン作成と実施を行っているという特徴がございます。見ていただきますと、このプランの作成、公開が、作成の部分がプランの部分、9月以降、ドウの部分。実行しながら、11月、12月、3カ月ぐらいのところまでチェックを行っていく。自己評価、小テスト、あるいは授業評価、外部評価等々を行って、それをさらに改善ということで役立っていく。それがアクションの部分、見直しでさらに行動していく。そのようなPDCAサイクルを導入しながら、この推進プランを学校の教育課程編成の中で結びつけていけるような形で進めているというところに特徴がございます。

29校全校お話しできる時間はございませんけれども、19年度の授業改善推進プランの作成のご報告と同時に、どのような課題の改善を行おうとしているのかということ、また、各学校の特色や、保護者への周知等について、具体の中でご説明をさせていただきました。

以上でございます。

藤本委員長 いろいろありがとうございました。報告の2番、各小・中学校の「授業改善推進プラン」についてのご説明でした。何かご質問ございますか。よろしいですか。牧野委員。

牧野委員 こういうまとめというのは大変でして、これだけまとめていただいてありがとうございました。

ただ、幾つかお話しさせていただきませうけれども、21世紀の教育というのは、小学校は小学校、中学校は中学校という形の中での教育というのは、もう遅れてくるだろう。そうすると、小学校と中学校、6年間、3年間、9年間の中での児童・生徒の育成という部分、学力、生活基準を含めたそういうものがあるべき時代になってきているだろう。そんなときに、中学校は、小学校はというこういう計画でなくて、どこかに小・中連携的な、何を小学校で、それを受けて中学校では何をやっていく、そういうような連携した目標というか、9年間の目標をどこかに入れていただきたいなというのが一つあります。

それから、2つ目は、今、七中や八中のプランを別紙の方でいただいた中で、きちんとPDCAずっと出てきているわけですね。去年はこの部分でプランをしたけれども、それで実行しました。だけど、この部分では、アクションをやってみたけれども、どうもこの評価とか何かでうまくいかなかった。だから来年度の3月に向けての教育課程編成の中ではこういうものをやるんだという一つの具体的なものがあることによって、教職員も保護者も理解できる、そういうような計画。全体計画というのは東京都でつくったものを参考にしながら、各区市町村でやっていますけれども、これだけでなく、もっと別のものが、これもあっていいんですけども、忙しい中で、仕事を増やすのはあまり好きじゃないんですけども、でも、それがないと、次、次という一つの計画へとなくなっていかないんだろうなという気がしたので、このところは今後の検討課題かなと思いました。

それから、本年度、昨日、今日も新聞発表で、各社一斉に学力調査についての国数の発表がありましたけれども、ああいうのを見ていると、昨日も六中で授業研究をやって、一つの知識をどうやって活用するかという、活用方法の能力が非常に弱い。新聞に出ていました算数の、どっちの面積が広いかということなんかでも、しっかり見ていれば、見方なんですよけれども、それがなかなかつかみきれない。一つの活用方法のまずさだろうと思うんですね。

これは国語にも言えますし、さっき出てきたPIISAの例の読解力の指導法なども最近出てきていますけれども、あれはまた別にして、やはり学校独自の子どもたちに応じた読解力指導というのは今後重点的にやっていかないと、学力というのは「確かな学力」としては伸びていかないだろうな、こういうことを感じたのが3点目です。

4点目は、学校評価をどう生かしているかという問題ですね。中学校は完全に教員の評価もできますし、保護者、評議員、その他の評価に関する評価の方法をしていっしょとすれば、そんなものを総合しながら、学校の改善というのはそういった点で見ていく。例えば、教師一人一人の授業がどうも板書が下手じゃないかという評価が子どもから、親から出てきたら、先生はそこで板書の仕方をどうするかという改善を考えていくという、そういう視点

で一人一人の教師の改善を図らない限りは、学校全体の指導力というのは上がっていかないだろうと思いますので、そういった視点からも、どうやって今後こういう計画を立てるときにつくっていくのかということは模索していかなければいけないのではないかと思いますので、来年度あたりで研究していただいて、よりいい計画ができ、そして実践できるような、そういうものをやっていただければありがたいと思っています。

以上です。

藤本委員長 ありがとうございます。小林委員、いかがですか。

小林委員 今年度は新しく表にさせていただきましたよね。実施後の課題と残された取り組みとか、見直し点、修正点というのを。これは、すごく整理されていて分かりやすいんですけども、計画を立てた後、どう実行されて、結果はどうでということが気になります。ここで、プランの後のことが出てきているので、とても参考になったんですけども、これはどういう形で、だれがどういうふうに出してきたのかというのが知りたかったんですが、今、説明の中に、八中で評価・検証のチェックのところが出ていますが、大体どこの学校もこんな形なんでしょうか。

藤本委員長 ありがとうございます。古木委員、どうぞ。

古木委員 このところでも何校か学校の授業を拝見させていただいて、改善プランに沿って行われているであろうということもありましたが、研究期間が終わっても、引き続き学校の中で人権、道徳、読書とか、昨日の六中などは、前2年間は読書研究というのがテーマになっておりましたけれども、昨日はそういうものが4分科会の中のテーマには入っていませんでしたので、ちょっと残念な気がいたしました。しかし、それなりに各学校は努力しているんだと思います。

藤本委員長 よろしいですか。そういうお話がございましたけれども、指導課長、何か話がありましたらお願いします。指導課長。

樋口指導課長 ご質問がございましたP D C Aサイクルにつきましては、教務主幹の研修会等でもお話をさせていただいて、活用していくように。つまりは、よくご指摘をいただく、プランはつくりました。で、どうなったんですかということがないように、途中で検証しながら進めていく。ご指摘の中にあつたように、生徒の授業評価を進めている学校もありますし、保護者の評価については、ほぼ全部の学校が学校だよりなどで公開しておりますし、そういうものをどういうふうに取り込んで生かしていくかという視点が大事だと思います。

それから、七小でもお話しさせていただきましたけれども、9年間を見通してという視点は極めて大事な点だと思います。今、中学校区ごとに教務主幹がまず話し合いを持って改善プランの作成を進めておるんですけども、より本当に7年生とか8年生という意識の発想で進めていくことが、具体の小・中連携につながっていくのではないかな。そのこと、ご指摘は生かしてまいりたいな、そのように考えております。まさに知識をどう活用していくか。どう実生活に結びつけられるか。そのことが実感できるような指導の工夫というのは大切だと思いますし、それが生きる力になっていくと。ご指摘をまた生かしながら進めてまいりた

いと思います。ありがとうございました。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 これは「授業改善推進プラン」ですので、授業の改善のためのプランですね。結局、授業は先生が子どもに対してやることですので、最終的にはそこが最後、結果になってくると思うので、評価・検証、チェックの部分、是非先生自身が自分でどうであったかというのをかえりみて、しかも管理職の方がそれぞれの先生がどう行動したかということをは是非把握していただきたいと思います。

藤本委員長 ご意見やご要望やら、いろいろございました。これだけまとめるのはなかなか大変だったと思いますが、よくぞ各学校がここまでつくれるようにご指導いただいたと、まずもって感謝いたします。ありがとうございました。

それで、私も小林委員がお話しされたように、この課題が残るわけですから、その後のことまでここに列記したということは大変いいことだなと思いますし、また、解決に向けてのこれからの課題があるわけです。さらに、いろいろ牧野委員や古木委員もお話ししましたが、学校、学校へ行ってみると、非常にみんな一生懸命やっておってすごいですよ。でも、これが絵であって、宙に浮いているような感じのところもありますので、しっかり足をおろしてこれを進めていければいいなと思います。

牧野委員から最後にあった、学力テスト関係の活用の問題もこれから大きな課題だと思いますので、指導主事を中心に、各学校に是非よろしくご指導ください。

以上でこの件は終わります。

報 告

(3)「たちかわ読書ウィーク」について

藤本委員長 報告の(3)番、「たちかわ読書ウィーク」について。図書館長。

藤田図書館長 まず、最初にお送りしたうちの青い方と、今日お配りしたピンクの、これが読書ウィーク関係のパンフレットとなります。昨年度から10月27日から11月9日までを、立川独自の「たちかわ読書ウィーク」と定めまして、いろいろな事業をここに集中して持ってきております。

そのうち初日の10月27日の土曜日、さくまゆみこさんの講演会ということで、アイムホールで午後2時から講演会を行います。その他、ピンクの方に入っていますように、お話し会を日にち順に一覧表になっております。内側には、イベント情報として、各館のテーマ展示のテーマと、その他事業的なものが入っております。

独自でカラーコピーでポスターも各公共施設の方に張ったりしています。また、ピンクのパンフレットについては、公共施設の方で市民に配布して周知を図っていきたくております。

この他に、市内の小学校6校、中学校1校で、読書に関する事業といいますが、取り組みを実施する予定ということで、指導主事さんの方からお伺いしております。

それと、一緒に「この本だいすき」という冊子を送らせていただきました。これは、本年度、子ども読書活動推進計画に印刷製本費が付きましましたので、3歳から8歳までのお子さんを対象としたお勧め本をつくりました。これにつきましては、市内の幼稚園、保育園の年中・年長、市内小学校の1年生全員にお配りして、これは保護者向けの本ですので、保護者の方にこの中からお勧めを選んで、是非ともお子さんに本を読んであげていただきたいという形でつくりました。

以上、読書ウィークに関しての報告でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。特に質問がなければ、以上で報告を終わります。

その他

藤本委員長 3番、その他に入ります。

その他の1番、教育委員の公募について。教育部長、お願いします。

高橋教育部長 それでは、今日付けの立川市の広報で、教育委員の候補者を公募しますという記事が載せられています。この件につきましては、市長部局が中心になって動いていて、私どもも情報を把握してございますので、報告させていただきます。

今回、立川市教育委員につきましては、12月に2名の教育委員の任期が切れることになっております。委員長と、小林委員の任期が切れるということになります。それにつきましては、公募して補充をするということで市長部局の方から示されました。従来は保護者委員枠につきましては、前回と同じように、委員枠1名を加え、それから、もう1名につきましては、広く人材を求めるということで、居住要件を都内にまで広げて、一般公募委員枠として1名を公募する。したがって、2名の公募委員を公募するというところでございます。

公募の趣旨につきましては、地方分権の時代を迎え、地域の自己決定権が拡大し、地方自治体の創意と工夫による特色ある教育の展開が可能になってきている。また、多様で個性ある教育行政を推進するためには、地域の実情と教育に熟知している人材が、また、広い視野と識見を要する教育のありようが考えられる人材が必要であるということから、そして、これらの方々の活発な議論を通じ、個性ある教育の展開と教育委員会の活性化を図りたいということで募集をしております。

保護者委員候補、一般委員候補ということで、平成19年11月9日現在、満25歳以上で、立川市長の被選挙権を有すること、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有すること、破産者でないこととか、禁固以上の刑に処せられた方は除くということがございますけれども、選考方法につきましては、1次、2次は論文、そして保護者委員の論文につきましては、「子どもにつけたい力」ということをテーマとしまして、800字以上1,000字以内。一般公募委員につきましては、学校教育の活性化を図るために行うべきことについて、1,800字から2,000字以内ということで、書類審査通過者に面接を実施。結果は全員にお知らせするというので、この25日、今日から11月9日まで、郵送か直接申し込みを受け付けるということでございます。

そして、今お配りしております「教育委員会一般公募委員候補者公募要綱」と「保護者委員候補者公募要綱」というのがございます。この中で、特に1条から3条、4条については、今申し上げたとおりです。5条のところは、選考の方法と基準ということでございます。これは、一般公募委員候補者についても、保護者委員候補者公募要綱についても、ほぼ同様でございますけれども、5条のところは、選考の方法及び基準というのがございます。第1次選考につきましては、事務局で行います。第2次選考と第3次選考につきましては、6条の1項になりますが、副市長、教育委員長、教育長並びに社会教育委員のうちから委員1人、小学校PTA連合会役員のうちから役員1人及び中学校PTA連合会のうちから役員1人の選考委員で選考されます。

第3次選考、これは3人程度ということになっておりますけれども、上位3人を面接しということで、その選考の段階で市長とその委員ということで選考になります。そういうような状況で実施されるということでございますので、そうした状況を把握してございますので、ここで改めて報告させていただきます。

以上です。

藤本委員長 この件はよろしいですね。牧野委員。

牧野委員 選考委員の方に、社会教育委員がなぜ入る。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 なぜと言われましても、私の方としては、そういう状況になったということを受けとめたことと、それから、選考に際して幅広く公平性・透明性を拡大しようということで入れたということは聞いております。

藤本委員長 学校教育だけでないという立場だと思んですが、いいですか。よろしく願います。牧野委員、いいですか。

牧野委員 決まっているようですからいいです。選考委員は幅広くいろいろな方たちとの市民としての意見をお聞きしたいということで、多分入れてあるだろうと思うんですけども、教育委員という職務というか、立場というか、そういうものを考えたときに、どうなのかなということを感じるんです。確かにそういう考え方はいいです。一般広くからいろいろな方々が出ていただいて選考するということは何ら問題はないんですけども、いまひとつよく分からないなというところがありますけれども、決まっていますからいいですけども。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 PTAの役員の方も、PTAの中から応募者が出るということは十分考えられますので、その関係性が、PTA役員、知り合い同士とかということもありますよね。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 基本的に私が答える立場ではないんですが、一応、これを見た段階で、私どもとしては、逆に、いろいろな審査の段階までも、今までは限られた人の中で審査をしていたんですが、非常に広げたという部分で、大きな意味はあるかなと、結果的に、今、委員さ

んのご指摘のような部分の心配はございますけれども、かなり広げられた考え方になったなということで、評価はしたいと考えております。

藤本委員長 部長から今お話がありましたように、広く意見を求めるという意味ではいいんですけれども、教育委員という職務の性格からいって、果たしてそれがプラスなのかマイナスなのかという疑問は大変残りますね。教育長何かありませんか。教育長。

大澤教育長 広く人材を求める。また、それを決める人も市民を中心として決めていきましょうということで、おっしゃるように、そういう決め方で教育委員というのはいいのかどうかという、その辺のお考えというのはあるのかなという感じはいたしますけれども、ただ、要するに、今までと選考も人材も変えていこうというか、そういうことでいろいろと熟慮した結果だと思えます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 私はこれを見ていて、大変行政的な、言い方は悪いですが、非常にそんな気がするんです。行政的であってもいいんですけれども、さっき申し上げたように、教育委員という立場、教育委員の仕事を考えたときに、本当にこれでいいのかなと。幅広く受けるというのは大変大事なことで、それは大賛成なんですけれども、その選考の方法に疑問があります。でも、決まって、選考が発表されていますから、また、我々教育委員会、市長部局の中の問題もあると思いますので、私たちの方でどうこうと口を出す前に出てしまっているものですから、これも一つどうかなという。我々の教育委員会としての意見もどこまで聞いていただいたのかなという疑問は残っています。

藤本委員長 私が思うには、1、2、3次と書いてありますが、もし3次までやるとしたら、このメンバーは選考委員で、ここに列挙されているメンバーをそのまま3次までずっといくのではなくて、どこかでシステムを変えてもいいんじゃないかなという感じはちょっとします。この件は、以上よろしくをお願いします。

その他

藤本委員長 さて、その次、その他の2番。中央図書館のことにつきまして。図書館長、お願いします。

藤田図書館長 その他の報告をいたします。

最近、中央図書館で8月11日から10月12日の2カ月の間に、置き引きが4回ほど発生しております。これはすべて2階のフロアで発生しております。その対策として、1回目が発生した後に、中央図書館、館内放送を午前、午後入れているわけなんですけれども、その中に、置き引きに注意ということで、貴重品は必ず持って行動してくださいという館内放送を入れたり、あと、今までは、閲覧台のところに注意書きの紙が張ってあったんですけれども、書架の方にも張るようにして、なるべく張りたくはなかったんですが、注意を呼びかける張り紙を増やしました。それ以外に、今度、職員がカウンターを交代するときに巡回をする。中をとりあえず名札をつけた職員がフロアを見て、眠っている人にも注意をしたりする

ようにして、なるべく利用者にこういうことが発生しているので注意をしてくださいということを行っております。

また、北口の派出所の方に、状況を私が行って聞きましたら、図書館の場合、ホテルが2つありますけれども、そのパーティ会場で、やはり置き引きがあったり、北口のデッキの上、ちょうど正面の、人がよく座っている場所がありますね。あそこでも置き引きが発生しているということを聞いております。

そんなことなので、あくまでも置き引きというのは自己責任の中でのということなんです、この前も一人の方が、図書館はその後どういう対策をしているんだと。あくまでもその方は自己責任を承知の中で、どこかにはけ口を探して私のところにおいでになって、30分ぐらいお話をしました。

職員全体には話をしてありますが、今のところ、地区館等にはそういうような状況は出ていないようなので、中央、カウンターから大分離れてしまうような部分が多いものですから、注意をするように職員の方にも声をかけてあります。

以上、図書館からの報告です。

藤本委員長 よろしいですね。是非これからも注意を喚起してほしいと思いますし、前のときに出ましたように、監視カメラを置く時代なのかもわかりませんね。という気もいたしますが。

その他

藤本委員長 次へまいります。その他の3番、給食費について。学校給食課長。

石井学校給食課長 それでは、学校給食課から学校給食費未納教員問題についての報告をさせていただきます。資料はございません。

府中市の小・中学校教員35名が、本年度の給食費を2カ月から4カ月滞納し、その総額は47万円で、教育委員会から督促状の送付を受けていたといった内容の新聞報道が10月20日土曜日に行われました。このことにつきまして、立川市の状況についてご報告いたします。

立川市の小学校給食費の徴収につきましては、立川市立小学校給食費取扱要綱第9条に基づきまして、各学校長が行うこととしております。未納の場合の徴収につきましても、同第11条に基づき、学校長の責任において、催告その他最善の対応及び努力をすることとしております。

そういうことで、10月22日月曜日でございますけれども、午前9時ごろ、市内の全小学校20校の校長先生に対しまして、平成18年4月分から平成19年9月分までの期間において、給食費を滞納いたしまして督促を受けた教員の有無につきまして、FAXで照会いたしました。

当日、振替休日になっている学校1校と、給食担当者が休みの学校が4校ございまして、計5校以外の残りの15校につきましては、該当なしという返事を当日いただきまして、先ほ

ど申し上げました5校につきましては、翌日23日に、やはり該当なしという回答をいただきました。これにより、全20校につきましては、教職員の未納者はいないということを確認しております。

なお、中学校給食につきましては、教員につきましても生徒と同様に予約前払い方式のために、給食費の未納は存在しておりません。

以上でございます。

藤本委員長 当たり前のことですけれども、立川市は該当者がなくてよかったと思っております。

いいですね。

その他

藤本委員長 次、報告の4番。学力テストにつきまして、指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 それでは、昨日、各学校に一斉に返却をされまして、今日の新聞等々の報道でも取り上げられておりますが、文部科学省が実施いたしました全国学力学習状況調査、市教育委員会としましての今後の取り組み等について、口頭でお話をさせていただきたいと思っております。

まず、24日に返却されるという情報が東京都からまいりましたのが前日でございます、前日の夕方に、まず子どもたちへの個票の返却について、今回、個人番号対象方式で行いましたので、誤りなく確実にその子にデータが個人票がいくように、確認作業をダブルチェックなどしながら、誤りなく行ってもらうために、1週間作業期間を設けました。各学校に対しましては、全小・中学校一斉に10月31日水曜日に返却する、そういうようなことで前日に指示をしております。妹の方は届いたけれども、上のお兄ちゃんの学校は来ないとか、そんなような混乱がないように、誤りなく確認作業を行って、全小・中学校一斉に10月31日に返却、そのようにしております。

それから、今後でございますけれども、まず、教育委員会といたしまして、公表するもの、公表しないものを、このような形で考え方を整理いたしました。

まず、調査の目的そのものが、立川の子どもたち一人一人の学力学習状況を把握しながら学習改善や学習意欲の向上につなげるということが最も大きな目的でございますので、まず、公表しないものとしましては、既に都道府県別のいわゆる平均点が報道されておりまして、新聞によっては順位をつけている報道もございますけれども、そういうものと比較されて、立川市は、あるいは立川市の学校は、ある県より高いとか低いとか、本調査の目的からかんがみて不必要な憶測を呼んだり、無意味なランクづけがされる懸念がございますので、全体集計、つまり教科の平均点及び各学校のデータについては公表はいたしません。

それから、公表するものとしたしましては、この調査の目的を踏まえた形で、各出題の学習指導要領における分類の部分とか観点の部分、それについて立川市の平均正答率については公表していく考えであります。

それから、今度はもっと具体的な、各問題のレベルで、設問のレベルで、その中で著しく課題が見られるもの、70%以上を概ね良好と考えておりますけれども、それ以下、特に65%以下のもので課題が見られる、つまり正答率が極めて低いものについては、国の状況と立川市の状況とを抽出しながら公表したい。どういう点に課題があるかということ公表したいと考えております。

あわせて、生活や学習の意識調査がございますので、それにつきましても、顕著なよさ、あるいは課題のあることについて、市の子どもたちの状況のみ公表しようというふうを考えております。

東京都におきましては、今日もご報告をさせていただいたように、「授業改善推進プラン」という形で、過去数年、各学校で取り組んでおりますので、新たに全国の学力調査のための何か改善策とか分析とかということよりも、この土台になっている各学校の学習状況の改善推進プランの見直しや修正を図って、先ほどもご指摘ありましたけれども、途中の時点での経過の中でこれを入れ込んで改善に生かしていくような形で各学校には分析をお願いしたいと思っています。

以上、現時点での考え方をご説明させていただきました。

藤本委員長 ありがとうございます。牧野委員。

牧野委員 うがった言い方になるかもわかりませんが、国の発表の中で、文科省の発表の中で非常に気になるのは、ある程度想定した平均点を見ながら作成した問題ではないかという疑問が考えられるんですね。ですから、今言ったように、65点以下云々という部分が出てくると、国の学習指導要領の中のクリアが65点以下ではできていない。だから何とか改善を図りなさい、こういうことになってきますね。そうすると、そんな形の中で、国の想定する平均的得点というものを想定したものであったとすれば、大きな問題だろうと思う。そうじゃなくて、本来の日本人が持つ、学習指導要領で指導したもののなかでの評価を見たいんだというのであれば、私は非常に正解だろうと思うんですけれども、それによって学習指導要領の改定は、もっと緻密な形で改善をしていかなければいけない。そんなところを考えると、その辺は今ここで質問がどうのこうのという答えを求めるわけじゃありませんけれども、そんな気がしてしょうがないんです。やはり国のPISAや何かの国際的な学習の中でのものを気にしすぎているのではないかと。本来、一人一人の子どもが伸びるであろう、学習、学力、「確かな学力」というものをもっと基本的に考えていただきたいというのが私の考えなんですけれども、そんなふうなことであればいいというのが私の考え方です。

以上です。

藤本委員長 他にいいですか。指導課長、教育委員会にも送られてきた資料というのはどういう資料ですか。

樋口指導課長 では、今の2点のことを含めて、まず、教育委員会に送られてきましたのは、問題のA、Bにつきましても、これは、学校バージョンでは学校の方に送られているんです

けれども、教育委員会と東京都と全国。学校の場合には、その欄が教育委員会ではなくて学校になっているという形で示されています。

それから、あと、学習のいわゆる状況の方ですけれども、非常に設問が多いものですから、こういうような形でのそれは立川の子どもたちの状況、都、国という形でデータを示されています。まだ、昨日の夕方届いたばかりなので、打ち出してはいないのですが。

藤本委員長 各学校には、そのうちの学校の分がいつているということですか。

樋口指導課長 そうです。学校の分がいつています。ですから、今申し上げたように、無意味な比較ではなくて、立川の子どもたちにとって本当に大切な部分ということでデータを出したいということを強く思っています。

ちょっと口頭でお話しさせていただきますが、私はこういうふうに現時点では思っているんですが、問題のAは、主として基礎的・基本的な知識理解。問題のBは活用ということで、すけれども、小・中学校を含めて、あわせて基礎的・基本的な部分について概ね良好というのが立川の子どもたちの状況です。

それから、今、ちょっとご質問がありましたけれども、活用の部分ということでは、立川の子どもたちの状況は、全国と全く変わらない状況で課題が見られている。しかしながら、義務教育の段階の学校で一番求められるのは基礎的・基本的な学力の基本的な定着がまず第一にあると思いますので、そういう意味では、概ね良好であるということとは言えると、私は今の時点で思っております。

以上です。

藤本委員長 非常に関心が高い方々もいらっしゃいますので、扱いを間違わないようにご指導いただければと思います。牧野委員。

牧野委員 戻って申しわけありません。その他の1番の教育委員の中で、これは、教育委員の我々は持っているんですけれども、教育委員会も持っていると思いますが、その中で、平成13年7月に交付されて、14年1月に施行された地教行法の改正なんですね。その中で、23ページに出ていますけれども、改正要点の1番、教育委員の構成の多様化という、これは当然ですよ。その中で、教育委員の構成員の多様化ということで、教育委員の任命に当たり、年齢、性別、職業等云々といって、委員のうちに保護者が含まれるように努めることを規定する。これはいいんです。ただし、もう一言。一般の中だと、例えば中野の準公選制の問題が昔ありましたね。あの中野の準公選制の問題の中でいろいろ議論がされてきました。それは、準公選制の問題は、結論的には、中野の準公選制というのはなくなってしまうけれども、結果的には教育委員会の問題。教育委員会という一つの制度の中の問題として、あれはどこにも採用されなかった部分ですけれども、それを立川市であえてやるということについて、私は疑問というか、よく分からない。この改正の要点はよく分かるんです。でも、立川市としての考え方が、さっき言った、もう一つ分からないというのはそこなんです。

確かに、多様な人材を取り入れて、多様な云々という、これは当然だと思いますし、やらなければならないことだし、かたまった意見の方が集まっているというのは大変な問題にな

ってしまいますし、政治的な中立だとか、宗教の云々だとか、そういうものを含めて、教育の中立性、公正性というものを考えながらやっていかなければいけないというのは当然のことであるということをおぼえて、市長部局の人事課等にもそういう話があったよということを是非言っておいていただきたい。これを是非参考にしていただきたい。それを是非お願いしたいと思います。

藤本委員長 国の教育再生会議の中にも、その辺の部分は随分やりとりしてきていますので、ああいったものも当然ご覧になっているはずですのでね。

閉会の辞

藤本委員長 それでは、以上で本日の定例会を終了いたします。大変ありがとうございました。

午後 3時36分閉会

署名委員

.....

委員長